

長期優良住宅制度のあり方に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「長期優良住宅制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、平成31年6月に長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行から10年が経過することを見据え、長期優良住宅制度に対する評価や課題を整理し、長期優良住宅のさらなる普及促進に向けた取組の方向性について検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、長期優良住宅に関する実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 検討会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 検討会にはワーキンググループを置くことができる。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 検討会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局住宅生産課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。